

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	83	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

### 提案事項(事項名)

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続の簡素化

### 提案団体

岡山県、三重県、中国地方知事会

### 制度の所管・関係府省

文部科学省

### 求める措置の具体的な内容

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 22 条に基づき文部科学大臣の承認を受けて行うこととされている公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続のうち、現在「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」により、文部科学大臣への報告をもって承認があったとみなされるものについて、「財産処分手続ハンドブック～財産処分手続の概要と事務手続上の留意事項～」において行うこととされている報告手続を更に簡素化すること。

(簡素化の例)

・廃校施設:財産処分報告書の補助面積欄・補助金額欄をなくし、添付書類を公立学校施設台帳(写)のみとする。

・廃校以外の施設:毎年の公立学校施設の実態調査(Access データ回答)の際に、公立学校施設台帳の備考欄に財産処分内容・年月を入力することで、財産処分報告に替えられることとする。

### 具体的な支障事例

現在、公共施設等適正管理推進事業債において転用事業や除却事業が設けられるなど、人口減少等により公立学校施設の転用等の推進が求められているところであり、今後は財産処分件数の増加又は高止まりが見込まれる。

地方制度調査会(総務省)において自治体職員数の更なる減少が指摘されるとともに、インフラ長寿命化基本計画(国)において自治体技術職員の不在・不足が指摘されている。当県でも、多くの市町村教委から「教委や首長部局に技術職不在」と聞いている。

そのような中、財産処分報告にあたって、市町村教委職員(技術職員含む。)が数十年前の書類を探す作業や、都道府県教委や文部科学省の職員が多数の添付書類を確認する作業に時間を取られている。

事務負担は、承認申請1件あたり合計約 14.5 時間、報告1件あたり合計約9時間あり、更に小規模市町村の担当者は、多数の分掌を抱えていることから、断続的に上記事務作業を行うため、まとめて作業する場合に比べ、作業中断ロスが発生している。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

財産処分報告手続を簡素化することで、文部科学省・都道府県教委・市町村教委における事務負担が軽減され、個別施設毎の長寿命化計画の着実な実行や内容の充実に向けた業務等に従事する時間を増やすことができる

きる。

## 根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、日光市、大田原市、川崎市、小牧市、寝屋川市、奈良県、久留米市、熊本市、宮崎県

○当市においても、公立学校施設の転用等の推進を進めているなかで、左記に記載のある支障事例と同様、財産処分報告にあたって、数十年前の書類を探す作業や、県教委を経由する文部科学省との資料のやり取り、確認に時間を要している。左記支障事例にも記載されているように、市町村の担当者は、多数の業務を抱え、断続的に上記事務作業を行うため、当該業務の効率性の悪さがあることから、制度改正を求める。

○膨大な過去の資料を収集し、提出する業務は特に財産処分報告の時期が予算編成や学校再編事務の繁忙期と重なることもあり、職員にとって過重な負担となっている。また、過去の国への申請書類等含めた財産処分の関連書類については、市の定める文書保存期間の中で一部廃棄となっている場合のものもあり、そうした場合の対処には非常な労力と困難を要している。提出書類や手続きの簡素化がなされればこうした事態へも対応ができるものと考える。

○補助事業完了後 10 年以上経過した財産の無償による処分の場合等は、文部科学大臣への報告をもって承認があったものとみなす取扱いとなっているが、報告書に添付する書類は承認申請と同等のものが必要であり、実質的な簡素化に繋がっていない。

○提案団体が挙げているとおり、財産処分の手続きにおいては必要書類が多く、その確認に多くの時間が取られる。今後、財産処分を行う学校施設等が増えていくことが見込まれることから、手続きの簡略化を図る必要があると考える。

## 各府省からの第 1 次回答

国の補助金により取得または効用が増加した財産について、適正な管理・処分を確保することを目的として、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)」第 22 条では、原則、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないと定められている。

他方、補助事業完了後 10 年以上経過した財産などについては、報告をもって大臣の承認があったものとみなすなど、既に一定の簡素化措置を講じているところ、補助金の適正な執行と財産管理の透明性を確保する観点から、処分財産の基本的事項(補助対象面積・補助金額等)や添付書類の提出は最低限必要なものと認識しており、その省略については慎重な検討が必要であると考える。

今後とも、事務の簡素化については、引き続き検討を進めていくものの、現行制度における適正な補助金執行の確保という基本的責務を踏まえ、現時点での更なる簡素化は困難であることをご理解・ご協力いただきたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

既に「補助事業完了後 10 年以上経過した財産などについては、報告をもって大臣の承認があったものとみなすなど」の措置が講じられていることは承知しているが、現行の報告書提出に当たり必要となる添付書類は、承認申請時とほぼ同等であり、事務負担軽減のための実質的な簡素化には繋がっていないことについての見解を伺いたい。

処分財産の基本的事項(補助対象面積・補助金額等)の確認は、「補助金の適正な執行と財産管理の透明性を確保する観点」から必要なものと認識しているが、補助対象面積については、公立学校設置者は毎年の施設実態調査で文部科学省に報告しているところであり、また、補助金額については、国庫納付額や基金積立額を積算する必要がないことから、それぞれ省略可能と考えるが、当該部分を簡素化できない理由をお示しいただきたい。

また、新築時の補助事業の多くが昭和 40~50 年代のものであり、報告に必要とされる実績報告書や額の確定通知書などの資料を勤務公署から離れた場所に保存している自治体も少なくない。他にも多くの分掌を抱える中で、限られた事務時間の多くを費やして必要書類を収集する事務が、貴重な技術職員などにとって、過重な事

務負担となっている実態を十分にご理解いただき、検討を進めていただきたい。  
今後更に、財産処分を行う学校施設等の増加が見込まれることから、既に地方自治体において喫緊の課題となっている財産処分手続きの実質的な簡素化について、積極的な検討がなされることを強く望む。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

**【全国知事会】**  
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

補助金適正化法等の規定に基づいて適切に手続きを進めるために、処分財産の補助対象面積や補助金額等の基本的事項の確認は、額の確定通知書等で行うのが最も正確であるため、提出を求めているものである。  
他方、所在不明の文書の検索に過度な事務負担を要するような対応までは求めていない。  
このような観点も踏まえ、財産処分に係る手続においてやむを得ない事情がある場合には、顛末書や理由書をもって代替可能とする柔軟な対応を既に認めているところである。  
そのため、Q&Aへの追記や事務連絡などで現行制度をより分かりやすく周知することにより、各地方公共団体の過度な負担を軽減できるようにしてまいりたい。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

**4【文部科学省】**  
(12)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179)  
公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認手続のうち、包括承認事項に関する申請に係る添付書類の簡素化については、地方公共団体の事務の効率化に資するよう、「財産処分手続ハンドブック」(令7文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)を改正し、地方公共団体に令和7年度中に周知する。